

温泉津小学校いじめ防止基本方針

大田市立温泉津小学校

温泉津小学校いじめ防止基本方針

令和5年度 大田市立温泉津小学校

1 基本方針

この「温泉津小学校いじめ防止基本方針」は、国および県、市が示した「いじめ防止基本方針」等を踏まえ、温泉津小学校として、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ問題に対する理解を深め、いじめをしない、させない、許さない児童の育成をめざすものである。

いじめの定義について、いじめ防止対策推進法では次のように定めている。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、人権侵害であり、決して許されるものではない。また、いじめは、どの学校、どの学級、また、誰にでも起こりうるものである。いじめは、表立っては見えにくい場合も多く、普段の児童理解も含め、いじめを受けた児童の立場に立った判断、対処が必要である。

これら、いじめに対する基本認識に立ち、本校のめざす学校像のひとつ「明日も行きたい楽しい学校」を構築する中で、いじめ問題の根絶を図るため、次の5点を重点とし、基本方針とする。

- (1) 人権・同和教育を基盤とし、どの子にも居場所のある学級経営に努めるとともに、人権意識の高い学校づくりを推進する。
- (2) 児童理解に基づいた積極的な生徒指導を推進し、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を培う中で、自尊感情を育てる。
- (3) いじめの早期発見に向け実態把握に努め、組織として迅速かつ適切に対処する。
- (4) 保護者と連携し、情報を共有し、学校と家庭が一体となって課題解決に取り組む。
- (5) 必要に応じ、地域や関係諸機関と連携して取り組む。

いじめ防止等の対策のための組織

本校における、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- 構成員：
- ・ 校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、養護教諭
 - ・ 必要に応じて、学級担任、生徒指導部教員、S C、S S W、警察、教育委員会
 - ・ 学校関係者評議会員（P T A会長を含む）には、学校関係者評議会員で意見を求める。

2 未然防止の取組

(1) 校内体制の整備

- ・いじめ防止対策委員会は、基本構成員による年間の定期的な開催とし、学校基本方針に基づく取組の実際、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核(PDCAサイクルの確立)を担う。また学校評価により、この方針の機能を点検・評価し、改善する。
- ・保幼小中の連携を密にし、就学前の段階も含めて、子ども同士の人間関係に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。

(2) 児童の実態把握と児童理解の深化

- ・教職員は、日頃から児童との関わりを大事にし、「聞いてよカード」、日記指導等も活用し児童理解に努める。
- ・アンケートにより、ゲーム機、携帯電話、パソコン等を使っての児童のインターネット利用状況を把握し、ネットキャラバンの協力を得るなどして、児童にインターネットの危険性について指導したり、保護者へ啓発したりする。

(3) 児童のいじめ問題に対する理解といじめ解消に向けた実践力育成

- ・様々な人権課題について学ぶ人権学習を年間指導計画をもとに計画的に行う。とりわけ、いじめは「こども」に関する重大な人権課題であることを教える。
- ・終礼や学級活動の時間を重視するとともに、校内人権週間を設定するなどして、自分たちの生活を振り返る場を設け、「人権を守り、高めているか」を考えさせることによって、自ら課題を解決していこうとする態度を育てる。(「聞いてよカード」の活用)
- ・道徳の時間を要として教育活動全体を通して道徳教育を推進し、豊かな人間性を培う。とりわけ、思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを育む。
- ・学級活動や全校集会などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。

(4) 学力向上

- ・困難を抱えている児童の実態把握に努め、それを解消する進路保障の取組を行う。とりわけ、基礎学力の定着を図るとともに、わかる授業を行い、互いに意見を出しながら追求する学習集団づくりに取り組み、達成感・成就感を育て、確かな学力を育成する。

(5) 集団づくり

- ・アンケート QU やいじめに関するチェックリストを活用し、学級集団の質を実態把握し、児童へのかかわり方を自己点検・改善することによって集団づくりを進め、児童相互の共感的な人間関係を育てる。
- ・教育活動の様々な場面で自己決定の場を設定し、責任をもって取り組むよう支援し、その活動を肯定的に評価しながら自尊感情を育て、児童一人一人に達成感を持たせる。

(6) 日常的な家庭との連携

- ・日頃より、学級だよりを発行することによって、児童の学校での様子を知らせるように努める。
- ・連絡帳等を活用して、学校と家庭が情報を共有し、双方向の連携を図る。

(7) 職員研修

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議などで周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

職員研修計画

期　　日	全教職員での取組
1学期	4月：いじめ未然防止への校内体制の確立 5月：生活アンケートの内容検討 いじめ防止に関する研修
夏期休業中	8月：QUの分析に係る研修、QUの分析/結果の共通理解
2学期	12月：QUの分析/結果の共通理解
3学期	2月：事例研究
定期的な取組	・各月に児童に関する情報交換(聞いてよカード活用)

3 早期発見のための取組

(1) 校内体制の整備

- ・学校は、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知するようにする。そのために日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有するようにする。
- ・児童や保護者の悩みを積極的に受けとめができるよう相談体制を強化したり、休み時間や放課後の子どもの日常の様子に目を配ったりするなどして、早期発見に努める。

(2) アンケートの実施と教育相談の充実

- ・「生活アンケート」(学期に1回)や「聞いてよカード」(月に1回)などを活用し、児童の実態把握に努める。(「生活アンケート」には、いじめに関する内容も含める。)
- ・「生活アンケート」をもとに、学期に1回の定期的な教育相談を実施すると共に、児童の様子の変化などを職員会議等で共有する。
- ・様子に変化が感じられる児童には、特に積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせ、寄り添いながら、一層児童との信頼関係を深める。

(3) 保護者、地域等との連携

- ・児童の様子に気になる変化があった場合、担任は、保護者に電話をしたり、家庭訪問をしたりして、連携を強化する。また、保護者や地域からの児童の様子に関わる情報の収集にも努める。
- ・学校は、PTA、民生児童委員、主任児童委員、放課後児童クラブ、スポーツ少年団など地域の関係団体とも連携し情報収集に努める。
- ・学校ネットパトロールの情報も活用し、インターネット上の不適切な書き込み等についても早期発見に努める。

4 いじめ発生時の対処

(1) 校内体制

- ・通常のいじめ防止対策委員会の構成員に、学級担任、必要に応じて生徒指導部員や心理・福祉の専門家等学校外の関係者も構成員とした、その事案に対応するためのいじめ防止対策委員会を開催する。
- ・いじめ防止対策委員会は、情報の収集と記録・共有、緊急会議の開催と記録[情報の迅速な共有、事実関係の聴取と確認、指導や支援の体制と対応方針の決定、保護者の意向確認や説明と連携等]を行う。

(2) 教育委員会への報告

- ・学校は、いじめの認知の段階で大田市教育委員会へ報告する。

(3) 対処の具体

○事実関係の把握

- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは、真摯な態度で傾聴し、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込みず、直ちに管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して、校内で情報を共有する。その後は、いじめ防止対策委員会が中心となり、速やかに児童から事情を聴き取るなどをして、いじめの事実の有無の確認を行う。

○いじめを受けた児童への対応

- ・いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行い、その後、家庭訪問等によりできるだけ速やかに保護者に事実関係を伝え、今後の対応等について情報共有を行う。
- ・いじめを受けた児童に対し、不安を取り除くなど心のケア等の対応も行う。あわせて、いじめを受けた児童にとつて信頼できる人(親しい友人、教職員、家族等)と連携し、当該児童に継続的に寄り添い支える体制をつくる。

○いじめを行った児童への指導

- ・いじめを行っている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめるかに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。

○周囲の児童への指導

- ・いじめを傍観していた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることができなくとも、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。はやしたてるなどいじめに同調していた児童には、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

○学級や学校全体に対する指導

- ・専門的なケアが必要と思われるときは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、児童の心の安定を図る。

○当該児童と保護者への説明

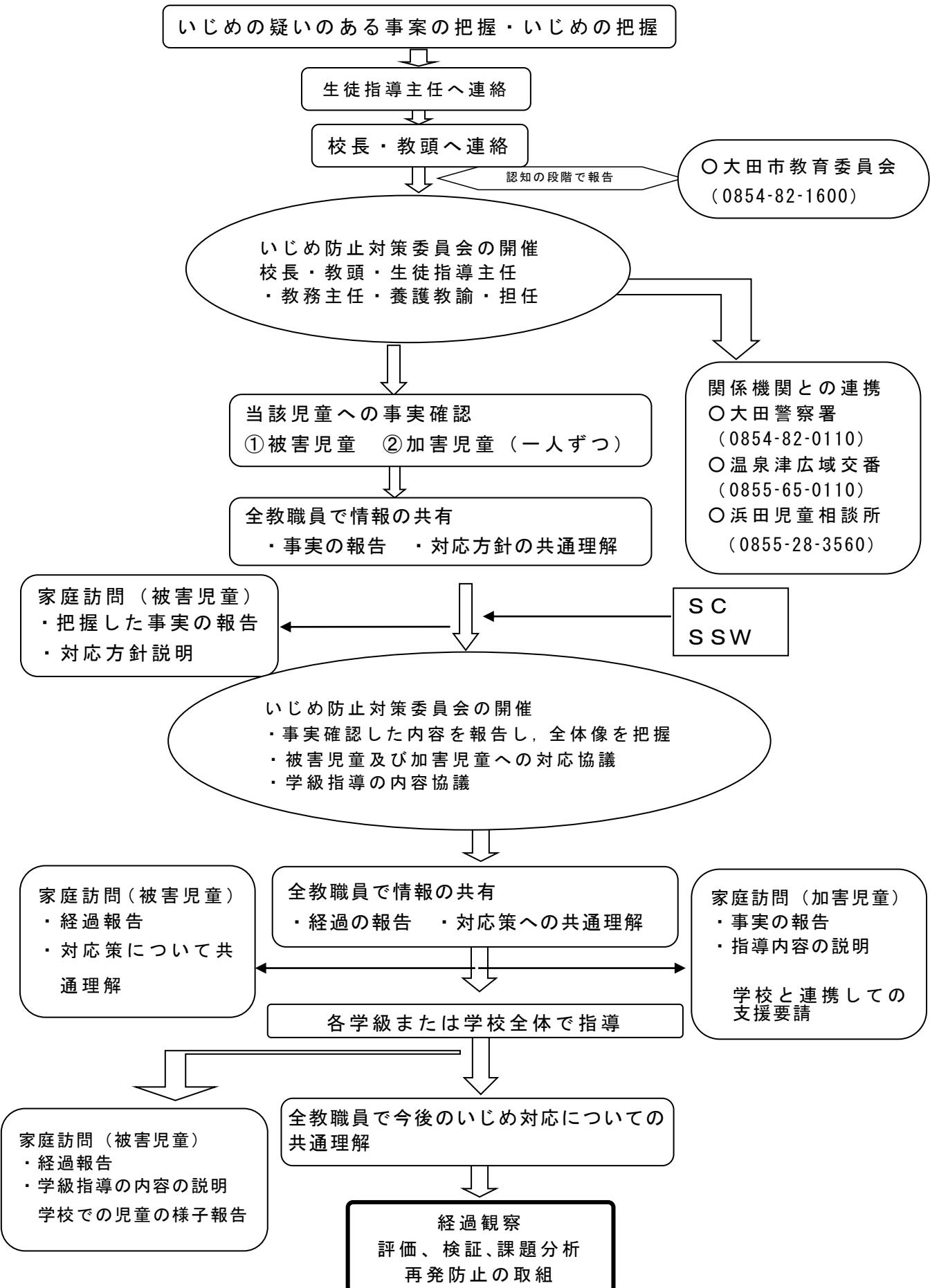
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

(4) 対処後の取組

- ・いじめ防止対策委員会が中心となり、指導、支援、働きかけや取組に対する評価、検証と改善、他の保護者への

説明の必要性の判断とその実施、背景や学校の課題等の分析、再発防止に向けた取組を行う。

<いじめ発生時の対処>



5 重大事態発生時の対処

(1) 重大事態の定義

いじめ事案が次に掲げる場合に該当すると判断した場合は、その重大事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに大田市教育委員会へ報告するとともに、その指示に従い、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行う。なお、事実関係が明確にされていない段階であっても、その疑いがある場合は「重大事態」として対処する。

- ・いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

児童が自死を企画した場合

身体に重大な損傷を負った場合

金品等に重大な被害を被った場合

精神性の疾患を発症した場合 など

- ・いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

年間30日を目安とする

一定期間連続して欠席するような場合は適切に判断する

- ・児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

いかなる場合でも重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 調査等の主体

- ・重大事態の調査、再発防止のための措置を学校が主体となって行う場合は、通常のいじめ防止対策委員会に、学識経験者、弁護士、医師、警察経験者等市教育委員会が人選した外部アドバイザーを含めた組織を立ち上げる。
- ・自死事案等の場合は、教育委員会が設置する大田市いじめ問題対応専門家会議が主体となって、重大事案の調査、再発防止のための措置の審議等を行う。学校は、教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

いじめの未然防止等に係る年間計画 (○評価)

	職員間の取組	学校の取組	家庭・地域・関係機関との連携
日 常 ・ 定 期	・職員朝礼等での情報交換 ・児童に関する情報交換(各週) ・ケース会議	・日常観察、日記指導 ・聞いてよカード(月1回以上) ・学級活動、道徳の時間 ・児童会活動 ・たてわり班活動	・幼保小中との連携 ・まちづくりセンター、児童クラブ、スポーツ少年団等との連携 ・通級指導教室の活用 ・ネットパトロール事業
4 月	・いじめ未然防止等への校内体制の確立	・いじめ防止対策委員会 ・1年生をむかえる会	・学級懇談 ・市内生徒指導主任・主事会
5 月	・生活アンケートの内容検討 ・いじめ防止に関する研修	○生活アンケート ・教育相談	・家庭訪問 ・学校関係者評価委員会 ・生徒指導主任・主事等研修
6 月		・第1回QU実施	・学級懇談 ・学校保健委員会・学警連
7 月	○学校評価	○学校アンケート ・スマホ教室 ・いじめ防止対策委員会	・個人面談 ・幼保小連絡会 ・小中学校連絡会
8 月	・QU分析に係る研修 ・QUの分析/結果の共通理解 ・学校いじめ防止基本方針の評価・再検討		
9 月			
10 月	・人権・同和教育に関する研修	・人権週間、人権・同和教育に関する授業 ○生活アンケート ・教育相談	・学習公開日(人権・同和教育に関する授業) ・学級懇談
11 月		・第2回QU実施	
12 月	・QUの分析/結果の共通理解 ○学校評価	○学校アンケート ・いじめ防止対策委員会	・個人面談 ・学警連 ○保護者アンケート
1 月	・学校いじめ防止基本方針の評価・再検討		
2 月	・事例研究	○生活アンケート ・教育相談	・拡大学校保健委員会 ・学級懇談 ・学校関係者評価委員会
3 月	・学校いじめ防止基本方針の評価	・6年生を送る会 ・いじめ防止対策委員会	・卒業生の進路先との情報交換 ・新入生に関する情報交換

